

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
平成 29 年6月 27 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 四国(受)第1700001号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第1700003号

第1 結論

請求者のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和54年7月31日から同年8月1日に訂正し、同年7月の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

昭和54年7月31日から同年8月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和54年7月31日から同年8月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年7月31日から同年8月1日まで

A社B支店における厚生年金保険被保険者記録の資格喪失年月日は昭和54年7月31日となっているが、企業年金連合会が管理する厚生年金基金の資格喪失年月日は同年8月1日となっている。同支店を退職したのは7月31日だったので、厚生年金保険被保険者記録の資格喪失年月日を昭和54年8月1日に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者の雇用保険の被保険者記録及び企業年金連合会から提出された請求者に係る中脱記録照会(回答)によると、雇用保険の離職年月日は昭和54年7月31日、中脱記録照会における厚生年金基金の資格喪失年月日は昭和54年8月1日と記録されていることから、請求者が請求期間においてA社B支店に継続して勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社B支店における昭和53年3月の社会保険事務所(当時)の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かにつ

いては、請求対象事業所及び承継事業所は既に解散しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1700005号

厚生局事案番号 : 四国(厚)第1700004号

第1 結論

請求者のA社における平成15年8月8日の標準賞与額を8万円から17万円に、同年12月22日の標準賞与額を9万円から18万円に、平成16年12月22日の標準賞与額を8万5,000円から16万6,000円に訂正することが必要である。

上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年8月8日
② 平成15年12月22日
③ 平成16年12月22日

請求期間①から③までの標準賞与額の記録は、A社から支給された賞与額より低額となっている。同社から賞与が振り込まれていた銀行口座の預金通帳を提出するので、請求期間①から③までの標準賞与額の記録を支給された賞与額に見合う記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②については、請求者に係る平成16年度(平成15年分)市県民税証明書、A社から提出された請求者に係る平成15年分源泉徴収簿兼賃金台帳の写し及び請求者が所持する預金通帳から推認できる請求者の賞与額及び厚生年金保険料控除額によると、請求者が、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準賞与額を超える賞与額の支払いを受け、当該標準賞与額を超える標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

請求期間③については、B年金事務所が保管するA社の平成16年冬期賞与給料台帳の写し及び請求者が所持する預金通帳によると、請求者が、当該期間においてオン

ライン記録により確認できる標準賞与額を超える賞与額の支払いを受け、当該標準賞与額を超える標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から③までの標準賞与額については、前述の資料により確認若しくは推認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、平成 15 年 8 月 8 日は 17 万円、平成 15 年 12 月 22 日は 18 万円、平成 16 年 12 月 22 日は 16 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る請求期間①から③までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、厚生年金保険料についても過少な納付であったことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1700002号

厚生局事案番号 : 四国(国)第1700003号

第1 結論

平成8年4月から平成9年3月までの請求期間について、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成8年4月から平成9年3月まで

20歳になった平成7年*月頃、A市役所から国民年金保険料の納付書が届いたので、母親が同市役所の窓口で国民年金の加入手続を行うとともに、その後、毎月、B銀行C支店で保険料を納付してくれていたにもかかわらず、請求期間が未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、「20歳になった平成7年*月頃、母親がA市役所の窓口で国民年金の加入手続を行った。」旨主張しているが、オンライン記録によると、請求者の基礎年金番号は、平成9年9月2日に付番されていることが確認でき、請求者から提出された年金手帳の交付日も同日であることから、同日頃に請求者の国民年金の加入手続が行われたと考えられる上、A市は、「平成9年9月以前に、請求者に対し、国民年金手帳記号番号を払い出した形跡は確認できない。」旨回答しており、平成7年*月頃に国民年金の加入手続を行ったことが確認できない。

また、請求者の母親は、「平成7年*月頃に国民年金の加入手続を行った後は、毎月、国民年金保険料を納付していたので、保険料を遡って納付したこともまとめて納付したこともない。」旨陳述しているが、オンライン記録によると、請求者の基礎年金番号が付番された平成9年9月に、同年4月から同年10月までの保険料が一括納付されているとともに、請求者が20歳になった平成7年*月から請求期間直前の平成8年3月までの保険料についても、当該基礎年金番号付番後に過年度納付されていることが確認できることから、請求者の母親の陳述内容と相違する。

さらに、A市は、「請求者に係る請求期間の国民年金保険料が納付された記録は確認できない。」旨回答している。

加えて、請求者に係る請求期間の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。